

平成27年度被扶養者資格再確認に関するQ&A

(被保険者用)

調書について

Q1. なぜ毎年被扶養者資格再確認（調書）を行うのでしょうか？

A 健康保険法施行規則第50条により、保険者として被扶養者資格の再確認を実施しています。就職や収入超過等、本来は被扶養者に該当しないはずの人が認定され続けられないよう再確認を行います。

認定されない人を被扶養者に認定し続けることは、保険給付の不必要な増加及び加入者（被保険者・被扶養者）の人数に応じて算出される高齢者医療制度に対する支援金・納付金の増加にもつながります。

これらの増加は、結果的に健康保険組合の支出の増加につながり、ひいては保険料率の引き上げにつながってきます。

上記のようなことがないよう、当健康保険組合では被扶養者資格再確認を行っております。

記載内容等について

Q2. 調書に記載されていない扶養家族（ex. 子）は追記する必要はあるのでしょうか？

A いいえ必要ありません。確認が必要な方のみ記載していますので、記載されている方についてのみ確認してください。

Q3. 4月に就職した子が調書に載っていました。どうしたらよいのでしょうか？

A 扶養から削除する必要があります。調書の対象者を赤字の二重線で抹消していただき、備考欄に理由（就職）と事実発生日月日を記入して、その方の被保険者証を添えて、速やかに事業所（会社）に提出してください。

Q4. 退職した妻を被扶養者に追加したいので、調書の空白の欄に記入してもよいのでしょうか？

A 調書での被扶養者の追加はできませんので、調書の被扶養者欄へは記入せずに、通常どおり、事業主を通じて、被扶養者異動届により被扶養者を追加する申請をしてください。

Q5. 削除の被扶養者（異動）届を提出済ですが、調書に名前が載っていました。どうしたらよいのでしょうか？

A 平成27年10月1日現在のデータで作成をしておりますので、行き違いの場合は該当者の備考欄に「削除届け出済」とご記入ください。

Q6. 私は11月30日に退職予定ですが、調書を提出する必要はあるのでしょうか？

A 退職予定の場合でも、平成27年10月1日時点での確認になりますので、提出する必要があります。記載内容を確認のうえ、添付書類と一緒に事業主へ提出してください。

Q7. 被扶養者が学生の場合、「職業・学校・学年」欄に学校名は記入するのでしょうか？

A いいえ。学校名の記入は必要ありません。「大学〇年生」「専門学校〇年生」など具体的な学年を記入してください。

Q8. 健康保険組合では住所の登録をしていないと聞きましたが、なぜ今回の調書に住所を記入しないといけないのでしょうか？

A 同居・別居の確認に必要ですので、ご記入いただきますようお願いいたします。

Q9. 調書には必ず被保険者の押印が必要でしょうか？

A 自署であれば省略できます。その場合は、「印」のところにフルネームで署名してください。

年間収入について

Q10. 調書に記載されている税法上の扶養家族で有・無とはどういうことでしょうか？

A 所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族の方の有無であり、年間の合計所得金額が38万円以下の方となります。給与所得だけの場合は、収入金額が103万円以下、公的年金等にかかる雑所得だけであれば収入金額が158万円以下（65歳未満の方は108万円以下）となります。以下であれば「有」、超えていれば「無」に〇印を記入してください。

Q11. 年間収入が103万円を超えていました。税法上の扶養家族では無いのですが、この場合被扶養者から外さないといけないのでしょうか？

A 被扶養者の収入の認定基準は、年間収入130万円未満（月額108,333円以下）かつ被保険者の収入の2分の1未満です。収入が103万円を超えていたからと言ってすぐに削除になるわけではありません。認定基準内かどうかを確認しますので、収入の確認ができる書類と合わせて調書を提出してください。

Q12. 被扶養者（60歳未満）のパート収入が「認定基準額上限の130万円未満（月額108,333円）」を超えていました。どうしたらよいのでしょうか？

A 認定基準を超えている場合は、被扶養者から削除していただくことになります。調書に基準額を超過した日付を記入いただき、被保険者証とあわせて事業主に届け出てください。

Q13. 収入には障害者年金・恩給・遺族年金も含まれますか？ また、受給している場合は何を添付すればよいのでしょうか？

A はい。収入には、全ての公的年金が含まれます。所得税法上の収入の範囲とは異なります。添付書類は、各年金の直近の年金振込・改定通知書のコピーになります。（氏名の部分が隠れないようにコピーをしてください。）

Q14. 平成26年中に一時所得（遺産・不動産売却収入・株式譲渡益など）があったため所得（課税）証明書には「認定基準額上限の130万円未満」を超えた金額が記載されていました。一時的な収入でも扶養から外れなくてはならないのでしょうか？

A いいえ。扶養から外れる必要はありません。所得（課税）証明書を入手の上、調書の備考欄に「遺産相続のため」など一時的に所得が多くなった理由を具体的に書いてください。

以前から引き続き被扶養者に認定されている方で、所得（課税・非課税）証明書を取り寄せたとき、高額な金額が掲載された方は、その収入を得た理由の収入証明（※）を提出いただくこともあります。

※収入証明＝確定申告書のコピーと収支内訳表のコピー

なお、当健康保険組合では一時所得（遺産や不動産売却収入、株式譲渡益など）は収入に含んでおりません。引き続き主として被保険者に生計を維持されていれば扶養は継続となります。

添付書類について

Q15. 添付書類は、原本を提出するのでしょうか？

A いいえ。コピーをご提出ください。

Q16. 収入を証明する書類は何を添付すればよいのでしょうか？

A 直近3か月分の給料明細のコピー、市町村発行の（非）課税証明書のコピー、源泉徴収票のコピー等、現況の収入が確認できる書類いずれか1点で結構です。

収入を証明する書類について

Q17. 「税法上の扶養家族」である場合も収入を証明する添付書類は必要でしょうか？

A 事業主が税法上の扶養家族であると確認し証明する場合は、収入に関する書類を省略することができます。ただし、障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合や、被保険者と別居の際の仕送りに関する書類の省略はできません。

Q18. 所得（課税・非課税）証明書および住民票はどこで入手できるのでしょうか？

A 対象の方がお住まいの市区町村役場です。

なお、無職・無収入（例：専業主婦）の方でも所得証明（非課税証明書）の提出をお願いします。その場合、所得が0円と記載されているものになります。

Q19. 平成27年4月に大阪から東京に引っ越しました。所得（課税・非課税）証明書を発行してもらう役所は、引越し前、引越し後どちらの役所になるのでしょうか？

A 引越し前の大阪の役所になります。（平成27年1月1日時点で住民票のあった住所地の市区町村役場です。）

Q20. 18歳以上の無職の子も、収入に関する証明書類が必要でしょうか？

A はい。学生でなければ、非課税証明書が必要になります。

Q21. 子が学生の場合、非課税証明書は必要でしょうか？

A いいえ。収入のない学生の場合は、学生証または在学証明書のコピーのみ添付してください。ただし、収入のある学生の場合は、調書に収入等の状況を記入し、直近3か月分の給与明細書のコピーもしくは所得証明書のコピーを添付してください。

Q22. 被扶養者は自営業をしています。添付書類は何が必要になるのでしょうか？

A 平成26年度の確定申告書のコピー、または所得証明書のコピーを添付してください。確定申告をしていない場合は、非課税証明書のコピーを添付してください。

Q23. 現在収入がないので証明書について市役所に問い合わせたところ、平成26年中（昨年1月～12月）に収入があった場合は、非課税証明書が発行できない可能性があると言われました。その場合、どのような書類を提出すればよいのでしょうか？

A 「所得（課税）証明書」のコピーの提出をお願いします。あわせて調書の備考欄に「〇月〇日退職」（退職の場合は退職証明も添付）、「遺産相続」など所得の発生理由を書いてください。

Q24. 所得（課税・非課税）証明書や住民票を発行するには費用がかかりますが、今回の調査に伴う費用は健保で負担していただけるのでしょうか？

A ご負担をおかけすることになり申し訳ありませんが、当健康保険組合での費用の負担はしておりませんので、ご了承ください。

Q25. 長女が平成26年の12月までパートをしており、その後退職し、被扶養者に認定されました。現在は収入がありません。しかし、所得証明書には収入が載ってきますが、よいのでしょうか？

A はい。所得証明書に金額が載っていても、当健康保険組合で被扶養者認定日を確認し、認定以前の収入と判断します。参考のため備考欄に「平成〇年〇月〇日退職」と記入してください。添付書類は、「所得（課税・非課税）証明書のコピー」になります。

Q26. 被扶養者（母）の配偶者（父）が最近死亡したため、遺族年金が発生します。まだ、振込み通知書はありませんが、どうしたらよいのでしょうか？

A 年金事務所で、年金見込額をご確認いただき、「年金見込額照会回答票」を添付してください。後日、年金改定通知書が届き、金額が確定したのち扶養の認定基準を超えているような場合は削除の手続きを行ってください。（障害年金等も同様です。）

Q27. 被扶養者が年金を受給している場合は、調書に金額を書くだけでよいのでしょうか？

A 直近の年金（改定・支払・振込）通知書のコピーを提出してください。通知書を紛失しているときは、お住まいの管轄の年金事務所で年金通知書の再発行を受けてください。（障害年金や遺族年金も同様です。）

Q28. 昨年、海外から帰国しました。その場合、前年度の所得（非課税）証明書が発行されませんが、どのような書類を提出したらよいのでしょうか？

A 調書の備考欄に「平成〇〇年1月1日時点・海外居住」と赤字で記載し、住民票を提出してください。

※住民票は直近3カ月以内発行のもの、生年月日、続柄を省略していないもの。

Q29. 海外赴任帯同や留学等で海外に在住している場合でも、調書や添付書類の提出は必要でしょうか？

A はい。海外に在住している方も再確認の対象となりますので、それぞれの状況に該当する書類を提出してください。

また、国内に住民票がなく、所得証明書または非課税証明書のコピーが提出できない方は、代わりに住民票除票のコピーを提出してください。

被扶養者と別居されている場合について

Q30. 大学に通うために別居していた長男が、昨年大学を卒業しました。現在はそのまま現地に残り、フリーターとして働いています。現在も引き続き別居をしていますが、どのような証明が必要でしょうか？

A 長男の収入を確認するための書類として、直近3カ月分の給与明細のコピーが必要となります。また、別居の場合は、仕送り等の送金の分かる書類（直近3カ月分の振込通知書等）の提出が必要です。なお、扶養の認定継続には、送金額が長男の収入以上である必要があります。

Q31. 別居中の母（68歳）を被扶養者にしています。母は年金が月額7万円程度あります。母に仕送りは行っていますが、その額は月に3万円～5万円と母の年金より少ない額になっています。このまま被扶養者として加入してよいのでしょうか？

A 年金受給額が月額7万円で、仕送り額が毎月3万円～5万円では生活費の大半は母自身の年金で賄っていることとなります。送金額が年金額を超えていなければ、主として被保険者が生計を維持しているとは認められないため、被扶養者から外れることとなります。その場合、対象者を赤字の二重線で抹消していただき、備考欄に事実発生年月日を記入の上、被保険者証を添えて速やかに事業所（会社）に提出してください。

Q32. 別居中の母を扶養に入れていますが、母は年金が月額9万円程度あります。農業を再開し、食材分は田畑で収穫できるため送金する必要がなくなりましたが、それでもよいのでしょうか？

A 扶養を継続するのであれば、その生活を援助している必要があります。経済的に援助を受けていない方は「被保険者により主として生計が維持されている」とはいい難く、扶養関係が認められないこととなります。

対象者を赤字の二重線で抹消していただき、備考欄に事実発生年月日を記入の上、被保険者証を添えて速やかに事業所（会社）に提出してください。

Q33. 別居中の両親を扶養に入れていますが、当初は同居していましたが、転勤により別居となりました。別居となってから送金はしていませんが、転勤でも送金が必要でしょうか？

A 両親が被保険者の配偶者・子と同居していない（被保険者の本拠ではなく、両親だけがその地で暮らす）場合、送金が必要です。たとえ転勤であっても、扶養を継続するのであれば、両親の生活を援助している必要があります。経済的に援助を受けていない両親は「被保険者により主として生計が維持されている」とはいい難く、扶養関係が認められないこととなります。

対象者を赤字の二重線で抹消していただき、備考欄に事実発生年月日を記入の上、被保険者証を添えて速やかに事業所（会社）に提出してください。

Q34. 別居中の義母を扶養に入れていますが、当初は同居していましたが、転勤により別居となりました。このまま扶養を継続してもよいのでしょうか？

A 義母が被保険者の配偶者・子と同居していない（義母だけがその地で暮らす）場合、たとえ生活費の大半を被保険者が見ていた場合でも、別居となった時点で被扶養認定の対象外となります。

対象者を赤字の二重線で抹消していただき、備考欄に事実発生年月日を記入の上、被保険者証を添えて速やかに事業所（会社）に提出してください。

その他

Q35. 調書確認対象の被扶養者が就職する予定ですが、調書の提出及び添付書類は必要でしょうか？

A はい。被扶養者が調書提出期限前（平成28年1月29日以前）に、就職が決まっても、まだ就職日が到来していない場合には、通常の場合と同じく調書及び添付書類の提出が必要になります。なお、就職日到来後に、被扶養者異動届で扶養削除の手続きを行ってください。

Q36. 収入が超過しているのに削除しようと思いますが、削除日が明確ではありません。いつの日をもって削除の届出をすればよいのでしょうか？

A 削除日に関しては、削除の事実がはっきりわかっているならばその事実発生日での削除になりますが、収入等がいつから超過していたかわからない場合などは、調書の記入日をもって削除することとします。調書に記入日を明確に表記してください。